

納税の猶予制度の概要

	徴収猶予（申請により許可されるもの）	換価の猶予	
		（職権で許可されるもの）	（申請により許可されるもの）
要件	(1) 震災・風水害・火災その他災害を受け、または盗難にあったとき (2) 本人または本人と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき (3) 事業を廃止、又は負傷したとき (4) 事業につき著しい損失を受けたとき (5) 上記に該当する事実と類する事実があったとき	納付について誠実な意思を有すると認められ、 (1) 財産の換価（差押えも含む）を直ちにすることにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるとき (2) 財産の換価（差押えも含む）を猶予することが、ただちに換価することに比べ徴収上有利であるとき	
対象	一時に納付することができないと認められる金額のうち、上記要件と因果関係を有する範囲	上記要件の認められる範囲	(1) 上記要件の認められる範囲、かつ (2) 納期限から6月以内の範囲
猶予の期間	猶予の決定から1年間（止む得ない認められる理由がある場合は、既に猶予した期間を含めて最長2年）		
分割納付	猶予期間内に、財産の状況からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付	猶予期間内に、各月に分割納付（止む得ないと認められる場合は期間内の指定月）	
申請記載事項	(1) 一時に納付することができない事情（病気・盗難・災害・事業休止等）の詳細 (2) 猶予を受ける金額及び期間 (3) 分割納付についての計画 (4) 担保を提供する場合、その内容 →審査の結果、許可又は不許可を通知する	不要 →提出書類により猶予が認められる場合は、許可を通知する	(1) 一時に納付することができない事情（事業の継続又は生活の維持の困難）の詳細 (2) 猶予を受ける金額及び期間 (3) 分割納付についての計画 (4) 担保を提供する場合、その内容 →審査の結果、許可又は不許可を通知する
申請に係る添付書類 (許可に係る提出書類)	(1) 事実（病気・盗難・災害・事業休止等）を証するに足りる書類 (2) 資産および負債の状況を明らかにする書類 (3) 収支の状況 (4) 担保を提供する場合、担保に関する書類	(1) 資産および負債の状況を明らかにする書類 (2) 収支の状況 (3) 担保を提供する場合、担保に関する書類	
担保が必要な場合	(1) 猶予に係る金額が100万円を超え、かつ、(2) 猶予期間が3月を超える場合 ※猶予金額を充足する担保が必要：国債及び地方債、地方公共団体の長が認める社債その他の有価証券、土地、保険に付した建物・立木・船舶・航空機・自動車及び建設機械、鉄道財団・工場財団・鉱業財団・軌道財団・運河財団・漁業財団・港湾運送事業団、道路交通事業及び観光施設財団、地方公共団体の長が確実に認める保証人の保証		
効果	(1) 新たな督促及び滞納処分ができない (2) すでに差し押さえされている場合は、事業の継続又は生活の維持に支障があると認める場合は、申請により解除することができる	(1) すでに差し押さえしている場合も解除せず、新たな差押えも可 (2) ただし、必要があると認めるときは、事業の継続又は生活の維持に支障がある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる	
延滞金の免除	猶予期間に対応する延滞金の全部又は一部が免除	猶予期間に対応する延滞金の一部が免除	
猶予の取消事由	(1) 分割納付を認めた徴収金をその期限までに納付しないとき (2) 担保の提供及び変更その他担保を確保するため必要な行為に関する地方公共団体の長の求めに応じないとき (3) 財産状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき (4) 繰上徴収に該当する事実がある場合に、徴収を猶予した期限までに全額を徴収することができないと認められるとき (5) 新たに猶予を認めた範囲の徴収金以外の税金を滞納したとき (6) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予期間の延長の申請がされ、申請に基づき猶予又は延長をしたことが判明したとき	要件に該当しないこととなったとき、又は (1) 分割納付を認めた徴収金をその期限までに納付しないとき (2) 担保の提供及び変更その他担保を確保するため必要な行為に関する地方公共団体の長の求めに応じないとき (3) 財産状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき (4) 繰上徴収に該当する事実がある場合に、徴収を猶予した期限までに全額を徴収することができないと認められるとき (5) 新たに猶予を認めた範囲の徴収金以外の税金を滞納したとき (6) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予期間の延長の申請がされ、申請に基づき猶予又は延長をしたことが判明したとき	